

東浦町景観条例（案）の意見募集結果について

意見等の趣旨	パブリック・コメントの意見	町の考え方
<p>第7条の景観形成重点区域について</p>	<p>条例第7条第1項において、町長は景観形成重点区域を指定することができる。同条第2項において、町長は重点区域に関する事項を景観計画に定めるものとする。景観計画は本年4月1日に制定されている。景観計画では景観重点地域を4地区挙げているが、重点区域は景観計画で挙げている4地区に決定しているようにも、条例から読み取れるが、重点地域についての考えを伺う。</p>	<p>東浦町景観計画に掲げている4つの地区については、あくまで景観形成重点区域（以下「重点区域」という。）の候補地区であり、重点区域に決定しているわけではありません。また、現段階で重点区域の指定について決定している区域はありません。</p> <p>東浦町景観計画で掲げている4つの重点区域の候補地区も含めて、良好な景観の形成を図るために特に必要があると認める区域を重点区域に指定していきます。</p>
<p>第16条の景観重要建造物の指定等の手続について</p>	<p>次に、景観重要建造物であるが、指定されれば未来永劫保存することとなり、重要な決定である。そのため景観審議会に意見を聴く手法を用いることは理解できるが、その後、議会議決案件とする考えはないのか。</p>	<p>景観法第19条に基づき、景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で景観法施行規則で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。このことから、景観行政団体の長（東浦町長）が景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に基づき指定するものであり、議会議決案件とする考えはありません。</p>